

# 9月は職場の健康診断実施強化月間です

働く人ひとり一人が健康で働き続けることができるようにするには、事業者が働く人の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、適切な健康管理を行うことが必要です。

そのためには、働く人に対して**健康診断**を実施し、その結果に基づく**事後措置**を行うことが重要です。

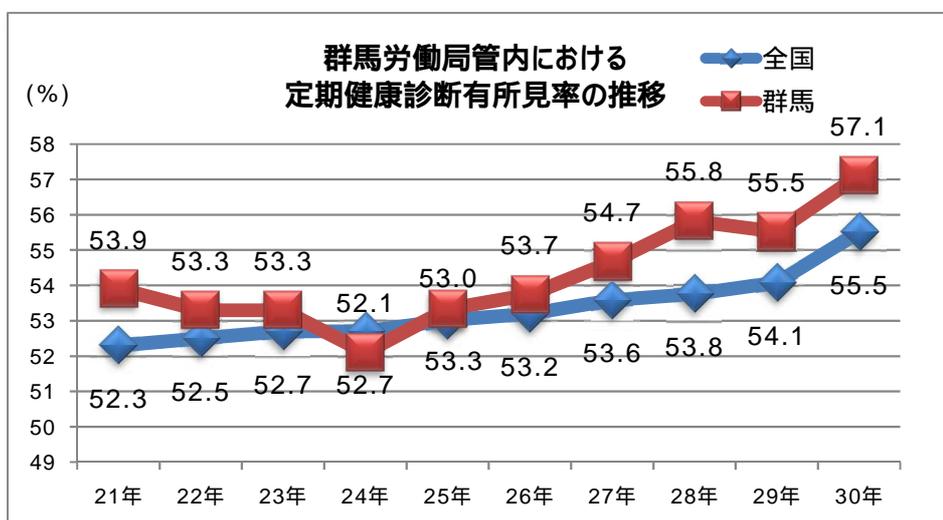


群馬労働局では労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するために、毎年9月の全国労働衛生週間準備月間に合わせて、「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的、重点的な措置を行うこととしました。

期間中には、裏面チェックリストを活用し、健康診断と健康診断実施後の事後措置等について確認していただきますようお願いいたします。

## 【重点事項】

- 1 健康診断の実施及び事後措置の徹底
- 2 健康診断実施結果に基づく保健指導の実施
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- 4 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用



## 9月「職場の健康診断実施強化月間」です ～健康診断と事後措置の徹底を！～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？

次のア～カの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事業場名称			業種	
所在地			労働者数	男 人 女 人 計 人 うち派遣労働者 人
担当者職氏名			電話番号	
ア	定期健康診断を行っていますか。	1年以内に行っている		1年以内に行っていない
		直近の健診実施時期 _____ 年 月		予定している
		直近の健診実施機関名 _____		時期 _____ 年 月 未定
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	6ヶ月以内に行っている		対象者がいない
		直近の健診実施時期 _____ 年 月		6ヶ月以内に行っていない
		直近の健診実施機関名 _____		予定している 時期 _____ 年 月 未定
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。			行っている 行っていない
エ	健康診断結果について医師等からの意見聴取を行っていますか。			行っている 行っていない
オ	健康診断実施後の措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。			行っている 行っていない 該当事案なし
カ	健康診断の結果保健指導を行っていますか。（努力義務）			行っている 行っていない

直近の健診実施機関名については、代表する1機関を記入すること。